

平成26年6月26日

厚生労働省

企業年金国民年金基金課 御中

一般社団法人 日本損害保険協会

確定拠出年金制度に関する要望について

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は弊社業務につき格別のご高配を賜り誠にありがたく、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社会員の損害保険会社各社では、平成13年10月の確定拠出年金制度の施行以来、確定拠出年金傷害保険の販売、運営管理機関等への参入等を通じて、本制度の発展に努めております。

本制度の更なる発展により、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、弊社として別紙のとおり要望を取りまとめましたので、特段のご配慮を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

確定拠出年金制度に関する要望について

一般社団法人 日本損害保険協会

1. 特別法人税の撤廃

制度の健全な発展・普及により老後の所得確保を促進する観点から、事業主掛金、個人型加入者掛金およびその運用益を対象とした特別法人税を撤廃し、税制体系を早期に整備するよう要望いたします。

2. 中途引出要件の緩和

中途退職時において一時金を受け取りたいというニーズが高いことから、退職所得として企業型の一時的受給を可能とすることを要望いたします。もしくは、脱退一時金の支給要件の更なる緩和及び税のペナルティを課したうえでの中途引出しを可能とすることを要望いたします。

3. 加入対象者の拡大

制度の広範な普及のため、家事専従者など第3号被保険者、公務員を個人型制度の対象者とするよう要望いたします。

4. 中小企業退職金共済制度からの制度移行

確定給付企業年金および特定退職金共済制度と同様、中小企業退職金共済制度から確定拠出年金制度（企業型）への資産移換を可能とするよう要望いたします。

5. 運用商品の除外要件の緩和

運用商品の除外には、当該運用商品を選択して運用の指図を行う加入者および運用指図者全員の同意が求められていますが、現実的にはこれら加入者等全員の同意を取得することは困難であるため、運営管理機関として継続的に選定、提示することが適切でないと判断される運用商品については、速やかに除外できるよう、除外要件の緩和を要望いたします。

以上